新 城 市 議 会

総 合 政 策 特 別 委 員 会

平成27年3月24日(火曜日)

総合政策特別委員会

日時 平成26年3月24日(火曜日) 午前9時 開会 場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 議員提出第5号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員(15名)

副委員長 山崎祐一

委員 浅尾洋平 柴田賢治郎 打桐厚史 小野田直美 村田康助 山口洋一 下江洋行 白井倫啓 長田共永 鈴木達雄 滝川健司 中西宏彰 鈴木眞澄 加藤芳夫

議 長 夏目勝吾

欠席委員(1名)

菊地勝昭 (委員長)

説明のために出席した者

なし

事務局出席者

議会事務局長 村田道博 議会事務局次長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行

開 会 午前9時00分

〇山崎祐一副委員長 ただいまから総合政策 特別委員会を開会いたします。

昨日に引き続き議員提出第5号議案 新城 市新庁舎建設における現計画の見直しを問う 住民投票の制定の審査を行います。

本議案について自由討議に入ります。意見等のある方は発言願います。

長田委員。

○長田共永委員 済みません。改めて今委員 長の言われたとおり、これは議員提案による 住民投票条例の実施を求める案件でございま して、再度ちょっと確認をさせていただきた いところが、現行、今市民の皆様が住民投票 条例、これ自治法に向けての実施請求の署名 活動を今一生懸命されているところでござい ます。

こちらの部分について、改めて提案者、賛成者の整合性についての御意見を再度確認させていただきたいなということでございます。下手な、これで我々が全員協議の上、納得して住民投票を実施しても、こちらの今現在の自治法上の方、実施されている現実もありますので、その辺の見解を改めて教えていただければ幸いでございます。

〇山崎祐一副委員長御説明願えますか。加藤委員。

○加藤芳夫委員 それでは私ども、住民側の 代表として私と白井委員で今まで進めてきた 経緯の中で、一番の住民側の請求の趣旨とい うか内容は、付け替え道路がない、しないと いう形の中で体育館側のみで7,500平米以下 で建てる範囲という形の中が住民としては一 番望ましいという形で、大きな署名をいただ いております。

今、市長がいまだにまだ見直しはしませんと言ってる現計画案、9,000平米の50億円、 5階建て、これは住民にとって非常に負の遺産になるであろうという中での考え方からいきますと、付け替え道路はあくまでない形の 中の7,500平米以下で体育館側で建てられる 範囲の規模縮小という形を望んでいるのが住 民側の希望でございます。

よろしくお願いしたいと思います。

〔「そういうことを聞いてるんじゃない」と呼ぶ者あり〕

○加藤芳夫委員 原案の整合性でいきますと、 今変更を伴う現計画の見直しというのが非常 にわかりづらいところでございますけども。

〔「そういうことを聞いてるんじゃない」と呼ぶ者あり〕

[「何の話」と呼ぶ者あり]

○山崎祐一副委員長 長田委員、もう一度お願いいたします。

○長田共永委員 自身が聞きたいのは、加藤 委員以外はわかっておられると思うんですが、 要は、今自治法上でこれ、皆さん一生懸命や られてるわけじゃないですか、署名活動を。 それで、今回多分この議員提案を全会一致で 実施するとすると、再度の住民投票というの はないというふうに、その整合性をどう考え る、2つやれる可能性が現状あるじゃないで すか。その部分の混乱等を起こす恐れがあり ますので、そこを明確に少ししていただきた いということです。

〇加藤芳夫委員 わかりました。

今、住民側は自治法に基づいて住民投票の 署名集めをしておりますけども、自治法に基づくのは議員提案ができるという形で、そこの3月議会に私と白井倫啓、2人の議員で議員提案をしております。

それで、この議員提案の趣旨は、住民側と同じ考え方の、今言った縮小案であります。よって、この議員提案が同じ趣旨のもとの投票の内容ならば住民側のほうは請求しないという形になっていきます。ただ、この請求内容が余りにも違う場合については、恐らく住民側はまた4月13日以降請求を出す予定でございますので、その辺のことについてはよく御理解をいただきたいと思います。

〇山崎祐一副委員長 長田委員。

〇長田共永委員 請求内容云々と今加藤委員、 提案者言われたんですが、この議員提案の住 民投票条例が請求内容、この原文が請求内容 じゃないんですか。これがそうですよね。

〇山崎祐一副委員長 加藤委員。

〇加藤芳夫委員 この請求内容、一応共同代表とさせていただいておるんですけども、この住民投票の第2条のところの内容が非常にわかりにくいという点があります。

[「自分で出しといて」と呼ぶ者あり]

○加藤芳夫委員 いや、提案としてわかりますよ。自分で出したんですけども、きのうもお話ししたとおり、大変時間のないところで、いろいろそれまでになるいきさつはあります。ありますけども、今は言いませんけども、それを踏まえて、私どもは共同として出したということでございまして、現実なかなか難しいこの第2条の内容が全然市民から見て判断がしにくい。これではなかなか市民が納得できないんではないかと。投票する市民も非常に判断がしにくいというところで、もう少しここをわかりやすくすれば中身は一緒になってくるんではないかなというふうに。

〇山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 提案者として、この市民側の運動をされている加藤、白井委員と今回こういった形で合意ができて、提案させていただいておりますので、これが可決され、住民投票が実施されることが決まれば、市民側の住民投票行動はなくなるものと思っております。

〇山崎祐一副委員長 白井委員。

〇白井倫啓委員 先ほど、委員長のほうから 全会一致でやりたいというような御提案もあ りましたので、その方向で当然行けば、住民 の皆さんも納得していただける内容、住民投 票を求める会の皆さんも納得していただける 方向になっているはずなんです。当然、加藤 委員も、私もここにおりますので、全会一致 ということになれば、この2人においても、 住民の声を代表しているということでは、そ の声をここで皆さんにも反映させていただく ように審議を続けていきたいと思いますので、 全会一致でなるようにお願いしたいと。

当然、全会一致ということになれば、滝川 委員が言われましたように、住民投票を求め る会の皆さんも納得してこの議会提案の住民 投票に基づく投票になるものと考えておりま す。

〇山崎祐一副委員長ほかに御意見。長田委員。

○長田共永委員 済みません。条文云々ということで、条文はこれで4人は当然納得して提出されておると思いますので、条文に係る部分のほかのところで対応すれば、別にこの条文のまま別に問題はないという考えもあるんですが、その点はいかがなというふうに思います。

〇山崎祐一副委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 条文につきまして、昨日の 質疑の中でもかなりわかりにくいというよう なことも言われまして、私自身もその質疑、 皆さんの御意見、しっかりお聞きする必要が あるという認識に立っております。

〇山崎祐一副委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 こちらから提案させていただいたこの住民投票条例については、こちらサイドとしてはかなり練ったものでありまして、私はこれがいいということで提案されて、賛同しておるものでございます。

以上です。

〇山崎祐一副委員長 長田委員。

○長田共永委員 済みません。昨日、自身も皆さん方の意見を聞いて、いろいろ考えました。仮に条文を変えるとなると、条文の当然 4名の方の意思とかお考えを踏まえて、対応のほう、例えば情報の提供だとか、投票の促進という部分で、これで条文を必ず実施する

ということで、ここだけ変えるのではなくて、 投票方法だとか、告知の方法、情報の提供、 そちらのほうで対応したほうが個人的には皆 様方がわかりやすいのかなというふうに思う んですが、改めてこれは意見でございますの で、この条文をいろいろ、昨日も御意見が出 ました。

そこを、この条文のこれ自体は別にもとも とは皆様方の多くの意見でこの条文というこ とは4人の方が提出された事実は事実でござ いますので、そこまで直して果たしていいの かと。その補足する部分は、昨日の皆様方の 意見を、個人的にはいろんな情報の提供だと か、例えば昨日も伊賀市の例がありましたが、 そうした部分だとか絵で見せるだとか、文言 を変えるだとか、そうした部分は、この条文 で直すというと本日また時間等の都合もある でしょうから、いろんな部分で情報の提供だ とか、投票の促進とかこの条文の案に沿って 市民と、また住民の方が責任を持って市民の 方へ、全戸へ提供するとかそうした可能性を 私は望みたいなというふうに思ってるんです が、いかがでしょうか。

〇山崎祐一副委員長 白井委員。

〇白井倫啓委員 昨日の審議の中でもお話しさせてもらったんですが、4人がこれ急に最終日、最終日に調整をしたというそういうのは事実でありますので、皆さんの審議の中で最高のもの、議会として当然直すべきものは直す、提案者の思いを酌んでいただけるというのもありがたいことなんですが、一番は市民の皆さんが混乱しない、市民の皆さんがしっかり判断していただける内容になるのであれば、その修正については私自身としては問題はないものと思っております。

〇山崎祐一副委員長 長田委員。

〇長田共永委員 例えば、でも改めて確認なんですが、市道東新町桜淵線の路線の変更を伴い現計画の見直しか、要は付け替え道路ですね、それのあるなしが一棟集約型だとか、

要は全てのこと、これがどっちかなら庁舎の縮小だとかっていうふうな、前白井委員も言われておりましたよね。当然、現道路を残せば縮小になるし、付け替え道路ができれば現行のままだという部分で。それ以外の表現というのが、白井委員が言われたとおりのこれ以上の文言というのが自身にはなかなか考えつかなかったんですが。

〇山崎祐一副委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 ここの部分ですね、路線の変更を伴わない現計画の見直しと、路線の変更を伴う現計画の見直しというこの現計画の見直し、伴わないこれですね、いろんな考え方があるんですね。で、ほんとにここのところの文言だけではなかなか市民はわかりにくい。だから、きのうも滝川委員かな、図面を示して投票、はっきりわかるようにしたらどうだというんですけども、この文言でいくと、規模を縮小するのか、路線を変えるのか、廃止するのか、変更するのか。変更という言葉の意味と見直しという意味が市民の中では本当にわかりづらい話だと思うんですよ。

ですから、これは私ども共同提案、本当に 時間のない中で、共同提案という形になった んですけども、変更も十分ここの部分はあり 得るという中で私ども、妥協というのか共同 提案になったわけでありまして、ここの分は もっともっとほんとに市民にわかりやすくし ないと、当然これは条文の協議していただい た中でわかりやすくするほうがいい条例案に なると、私は思っております。

〇山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 共同提案した経緯につきましては、きのうから説明があったと思うんですけども、確かに最終日に調整ということでこの第2条の設問が一番の共同提案できるか、できなかったかのネックの部分でありました。そんな中で、表現として付け替え道路ですとか、一棟集約ですとか、そういったいろいろな文言をそれぞれが主張し合ってなかなか調

整できなかったんですけども、一般的に付け 替え道路という道路名はないものですから、 市道東新町桜淵線の路線の認定とか、変更と かそういう今議会にも路線の廃止ですとか、 路線の変更、路線の認定という形で条例とし てそういった案件が出ていますので、あくま でもこういった正式名称としての市道東新町 桜淵線の路線の変更というのが付け替え道路 の変更、あるいは廃止を表現しているという 形で理解して、これにつきましては白井委員 もこれを示したときに、我々の提案を示した ときに、いい案が出てきたと言っていただい たものですから、こういう形で共同提案に至 っておるものですから、それをみずから否定 されるようなことを言われると我々は本当に せっかくここまで努力してきたことがあれで す。

それから、昨日もここの表現については、 いずれの表現にしても付け替え道路にしても、 市道の変更にしても、なかなか文字だけでは 何がどうなるのかわからないというのは、確 かに皆さんのおっしゃるとおりですので、そ の辺については文字だけではなく、視覚的に どちらがどういう設定で、どちらを選べばど うなるのかということをしっかりと情報提供 する資料として、ちょっとまだ現実にこの新 城の場合の資料までは作成できておりません けれども、きのうも話しました伊賀市のこう いった庁舎問題に関する住民投票についての お知らせの資料がありますので、これを皆さ んの分用意をしましたので、全員ちょっと見 ていただいて、かなりこれ詳しく内容が盛り 込まれております。庁舎建設に至る経緯から 住民投票に至る経緯、それからそれぞれの2 つの選択肢による何の違いですとか、そうい うものも文章及び数字、あるいは視覚的に、 図面的にわかるようになっております。

こういったものを行政と市民の方、あるい は我々とそれぞれ協議して、お互いが公平、 公正で情報提供できるものを市民の皆さんに 提供して判断をいただくという形でやればいいと思いますので、ここの2条の文言にこだわることよりも、そちらの情報を正しく市民に伝えることのほうが我々は大切なことだと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

〇山崎祐一副委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 きょうは全員で今自由討議 になっておりますので、2条の件だけで今話 が一部で進んでおりますので、やはり皆さん の率直な声で判断していただいたほうがいい かと思いますので、ほかの方の御意見をお伺 いしたいと思います。

〇山崎祐一副委員長 長田委員。

〇長田共永委員 もちろん自身も最後にしますが、わかりやすい、やはり市民が判断できる資料等の提供を求めると自身は言いたいということでございますので、よろしくお願いします。

〇山崎祐一副委員長 小野田委員。

○小野田直美委員 私も、ずっとひっかかっているのがこの2条の部分であります。確かにこういう資料をつけていただければよりわかりやすいとは思うんですが、それにしても市民の皆様の一番目に目にとまるのがやはりこの投票用紙の文言であると思います。ここは、できるだけやはり市民の方にわかりやすく、誠実になるような文言にするべきだと思います。

そして、あくまでもこのような資料は補足であるというような位置づけにしないと、全戸配布されるといってももちろん読まれる方、読まれない方いらっしゃると思いますので、あくまでもこの2条の文言をわかりやすくする、ここに主を置いたほうがいいのではないかと考えます。

〇山崎祐一副委員長そのほか御意見は。浅尾委員。

○浅尾洋平委員 まず1点だけ確認をさせて もらいます。 今、今回この加藤委員、滝川委員、白井委員、鈴木委員で出された住民投票条例のやってほしいという条例が、これが仮に可決をされた場合は、滝川委員が先ほどおっしゃいましたが、一方でやってる市民運動の方々の投票の署名はなくなると、これを代弁することによってなくなるというふうに考えていると言われましたが、そういうお考えでよろしいか一度確認させてください。滝川委員に。

〇山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 先ほども言ったとおり、市 民側のメンバーであり、代表である加藤、白 井委員と共同でこれを出して、可決できたと いうことになれば、当然2度やる必要はない し、同じことでまた住民投票を請求されるこ とはあり得ないと、私は思っております。

〇山崎祐一副委員長 浅尾委員。

[「両方に」と呼ぶ者あり]

〇山崎祐一副委員長 加藤委員。

〇加藤芳夫委員 私も、特に住民投票の内容 第2条のところがもっと簡素化し、投票用紙 も同じ答えになるんですけども。

> [「提案者がそんなこと・・」と呼ぶ 者あり]

○加藤芳夫委員 言わせてください、これは やっぱりわかりやすい言葉にすべきだと思い ます。そうしないと、住民の代表として意思 が通すことができないので、今のままでは非 常にわかりにくい言葉ですので、やってくだ さい。わかりやすい言葉に変えていただくの が一番いいと思います。

〇山崎祐一副委員長 村田委員。

○村田康助委員 今、加藤委員のほうから言われましたが、提案者4人がこの条例案を提出したということは一致団結して変わらないということが大前提でございますので、3月20日のときに取り下げて再度これを出してきたということは、また再度条例案をいじくるということになってくると、新城市議会は何をしてたんだと、大事な市民の条例案を作成

するに当たってここでまた一部条例を変える というような話になってくると、また時間も かかりますし、そのようなことをやってる時間があるのか。その辺をちょっと、浅尾委員が言ってたとおり、きちんとこの辺、前段を きちんとやっていかないと、その辺が委員長が言われた一致団結した議案提出なんてならない話になってしまいますので、その辺だけ、 しっかりと4人の提案者の意思統一だけは曲げないでください。お願いしたいと思います。

〇山崎祐一副委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 何回もこれも言ってるんですが、滝川委員も鈴木達雄委員も言われたんですが、最終日です、その最終日の朝の段階では加藤委員と私は別の案を出す予定でおりました。その段階で、2人から申し出があったと。で、申し出があったことに対して十分な調整をしたかと問われれば、十分な調整をしたとは思っておらないんです。あくまでも、これは一つの共同提案として全会一致で進めたいという思い、市民の思いも含めて判断したということです。

それで、保留ということでは第2条、18歳の問題、まちづくり集会の問題、ここのところを4人がわかったということではなくて、これも含めて一つの案として皆さんに提案して審議していただくという前提で出した。これは、その後開かれた議会運営委員会でも、僕らの、私たちの立場、これを明確に委員会の皆さんにも示したというように思いますので、そこのところを確認していただきたいと思います。

本当にこれは一つの案として、たたき台というつもりで、私は出しています。共同提案をしたい、全会一致で出したい、先ほどの委員長の思いのとおりです。議会が9,200人の思いをしっかり受けとめた、そういう議会にしたい、その思いで出しておりますので、審議については全会一致の方向で、市民の皆さんの目線で考えていただければ、私としては

そのとおりで結構です。

〇山崎祐一副委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 ほんと、今回4名の、2 人の提出者、また2人の賛成者が出て、議員 提出第5号が議会に提出されたということは、 大変な御苦労があった中で、また議案にまで 成熟していただいて出していただいたという ことを思っております。

多様化する市民の意見の中を一つの投票用 紙の中に見込むということ、大変苦労がある 中で、代議上の文言というのは大変難しい、 また難しくならざるを得ないということ、そ れ自体は理解したいと思いますし、またそれ をよき方向に持っていくように我々今時間を 割いて頑張ってるなということは思うのです が、先ほども言ってもらってもおったんです けど、加藤委員も提出者の1人目の名前とし て上がるだけのところにおって、この第5号 を提出していただいております。

議会自体も議決をとって、行政に対する執行権を許していく場所でございますので、それだけの力を発揮するに当たって自分たちの意見をここに提出すること自体がある種の力を持つことであって、その覚悟の上で第5号の1人目のところに自分のお名前を置き、この2条の内容も十二分に今の新城市民の市庁舎に対する思いをのせられるようなものになっているという、先ほど加藤委員の口からは妥協という言葉ではありましたが、妥協でもあっても自分自身の覚悟を持って一緒にこの賛同者の1人目の名前になることを許したのかどうか、この議案を提出するに当たってそのことを確認させていただきたいと思います。

〇山崎祐一副委員長 加藤委員。

〇加藤芳夫委員 また、昨日も申し上げたし、 きょうも先ほど申し上げたんですけども、こ こに至る経緯の時間のなさの中で、先ほど白 井委員もおっしゃったとおりなんですよ。朝 までは、そういう私どもとしては住民側の立 場の文言で出す予定でおりました。でも、や っぱり議会で市民の思いを乗せた全会一致が いいなという形の中で、昼の開会間際にこの 条文が出てきました。

そこで、いろんな混乱を起こしてはいけないという中で、またこの中の2条等わかりにくいところについては今後変更もあり得るという話し合いのもとで提案させていただいておりますので、その点はよく御理解をいただきたいと思います。

ですので、ぜひこの2条のところをしっかり議論していただきたいと思います。

〇山崎祐一副委員長 柴田委員。

〇柴田賢治郎委員 先ほどの説明もわかるん ですけど、ここに自分の名前をのせないとい う選択もあった中で、わざわざのせたという ことはこの議案について、自身としても僕ら に訴えるだけのものがあったということで私 ども理解しておりますし、その思いを含めて 議論させてもらってる。私は、この文言、大 変難しい内容ですので、難しいことは理解す るんですけど、ただ民意を酌み取るにも十二 分に意見を尊重しなければいけない、また行 政的にも沿ったものでなければいけないとい うところで難しくならざるを得ないというこ とは理解しておりますし、その中でも私たち が説明責任を果たして、十二分に投票には間 に合うように情報公開をしていくという努力 をするべきなのかなということは思っており ます。

ただ、それにもこれにも加藤委員がほんとにそのことを、先ほど妥協という言葉を言われましたけど、ちゃんと十分に足りるものだということの理解を示して、議案として提出されたかどうか、その辺を再度確認したいと思います。

2条の文言であっても、この民意が反映されるということ、先ほど妥協という言葉言われましたが、妥協であるにしろ、可能であるということを理解してこの議案を提出されたのかどうか。

〇山崎祐一副委員長 加藤委員。

〇加藤芳夫委員 今の2条のところについては、今後、先ほど申し上げたとおり変更もあり得るという話の中ででの提案でございますのでそこはよく御理解してください。

〇山崎祐一副委員長 柴田委員、よろしいで すか。

○柴田賢治郎委員 それでは、2条の内容以上に僕らがそれ以上にいいもの出せないと、自分の意思とは反したものなるということなんですかね。

〇山崎祐一副委員長 加藤委員。

〇加藤芳夫委員 私と白井委員は、ずっと住 民投票、住民側の立場でやってきた仲間でご ざいます。で、この内容で柴田委員が果たし てさっと見たとき理解できましたか。なかな かこれ、理解できないところがあります。

それで、やっぱり市民に提供している、市 側が今まで提供しているような市道何とか線、 何とか線じゃなくて、付け替え道路という名 称が市民に説明していたんですね、市側とし ては。だから、付け替え道路のあるなしが一 番わかりやすいというのが、私ども住民の気 持ちなんですよ。

これをその二言だけで市民としての判断が 一番簡単でしやすいものですから、そのとこ ろが、私どもが朝まではその提案としてした いというふうに思っておったんですけども、 混乱を招くようなことがあってはいけないの で、開会間際のこの提案にのって、再度申し 上げますけども今後ここの部分については変 更もあり得ると、皆さんでもんでいくという ことですので、共同提案という形にしたわけ でございます。

〇山崎祐一副委員長 柴田委員、いいですか。 〇柴田賢治郎委員 その辺が至らなかったら、 自分は提出者として名前を挙げないという選 択肢もあったのに、なぜ使わなかったのか私 には理解できません。

この住民投票は、住民の意を酌む投票にな

り得ると思ってこの第5号議案を提出してる んですよね。

〇山崎祐一副委員長 いいですか。

白井委員。

○白井倫啓委員 柴田委員の悩みの部分について、ちょっと解決できるかわかりませんが 議論させてもらいます。

議員の皆様へということで、3月17日に加藤委員と僕の案を皆さんにお配りしました。ここの選択項目は、規模見直しと付け替え道路なしに賛成。で、市長案として5階建て、付け替え道路ありに賛成という形にしてあるんですね。付け替え道路が一つの要だというのは、ずっと思ってきました。その提案を持って皆さんに検討もお願いしました。できるんであれば、全会一致で出したいという思いがあったのでこのような形の対応をさせていただいております。

これ以後も自分たちも検討をして、市長案ということではわかりづらいかなと、市長案ということも現実、建築費の高騰で市長案も変わってきてるということなんで、現行案一部見直しということも含めて考えるべきではないかといろいろ思いましたが、基本的には市民の皆さんが思っているのは今考えてる案がある、それに対して、えっ、これでいいのかという単純な判断をしてるわけです。そういう単純な判断ができるような形で審議すべきだというのはずっと思ってました。

それで、余り滝川委員、鈴木達雄委員が決めたことを守れというようなことを言われますので、一言言いたいんですが、これ緊急に4人が会って話をしました。で、お互いの含みとして、内容的に議員修正、議員提案の修正もあり得るというところまで議論してたと思うんですね。そこのところは、お二人にも、異論があればお話ししていただければいいんですが、そういう思いで共同提案に踏み出したということだったと思いますので、お願いします。

〇山崎祐一副委員長 柴田委員。

〇柴田賢治郎委員 私も、17日に議員ポストに入れてくれた件を言ってるのかなということ思うんですけど、自由討議の場所でそういうことを話し合うことは十分大切なことだと思いますし、重要だと思うんですけど、このように議会の中で、我々の議決権を使う議場の中でこの案を提出されて、私たち議決権の行使を迫るということ自体は、本人たちにその議案を出すに当たって、その覚悟がない中で出すとなると議会軽視に思えてしようがありません。

せめて、ここに議案の提出者としてこうやって出てくること自体においては、我々にこの議案で納得してもらえるというか、理解を得られるように努力をしていただきたいと思うのですが、本人たちが既にその時点で私たちの思いと違うということになってしまうと、何を討議していいかわからない。

〇山崎祐一副委員長 白井委員。

〇白井倫啓委員 出してる内容について、異論があるなんていうことは言ってないんです。わかりづらいというところで今議論があると思うんですね。基本的な内容、これは市民の皆さんと一緒に、住民投票を求める会の皆さんと一緒につくってきた内容ですので、基本的な内容は変わってない。だから、加藤委員も僕も、この方向で提案をしたんです。ただ、わかりづらいということを言ってるんです。

今回出した内容も、市道東新町桜淵線の路 線の変更を伴うという言葉、これは付け替え 道路あるとかなしという言葉に置きかえれば もっとわかりやすくなるよということを言っ てるのであって、趣旨を変えろということは 一言も言っておりませんので、そこのところ の誤解はないようにお願いしたいと思います。

〇山崎祐一副委員長 柴田委員。

〇柴田賢治郎委員 先ほど加藤委員からは伺 えなかったんですが、この議案で民意は十分 に酌み取れるという意思を持って議案提出さ れておるか、白井委員に聞いてみたいと思います。

〇山崎祐一副委員長 白井委員。

○白井倫啓委員 この内容では酌み取れない と思ってるんです。で、4人の中で話し合っ た内容は、これまで住民の皆さん、住民投票 を求める会の皆さんと話をしてきた内容、そ れで市長からも言われた内容はわかりにくく ては住民投票にならないと言われてました。

それで、自分たちもそのように思ってましたのでできるだけわかりやすくしようと思っていました。で、付け替え道路あるなし、これにただし書きが、括弧内があったとしてもそういうような方向で行くべきだろうと思ってました。

しかし、共同提案したときにはこういう案が出てきました。で、この共同提案も内容的には付け替え道路あるなしというところに視点が来てるんです。だから、合意をしました。で、その段階では急な話で、皆さんに提案するまでにもう間がない。それで、ここで合意できなければ、加藤委員と僕の単独での提案になってしまう。それとあわせて、鈴木達雄委員と滝川委員が単独で出す。2つの案が出てきてしまう。ということになれば、また混乱を起こすということで、まず4人で共同しようと。それで、あと議員の皆さんにもんでもらえればよりよいものになるということを期待したということです。

〇山崎祐一副委員長 ほかに今この問題で、 山口委員。

○山口洋一委員 今、提案された条例案の2 条についていろいろ言われてるということの 理解だと思います。

それで、それについて、4人の提案者である滝川委員から今ある他の市の状況についての資料をいただきました。2条そのものというのか、多分一般の市民の方が、じゃあ条例文を開いてごらんになるかならないかということだと思うんです。

住民投票にかかわるこういったリーフレット等を配布することによって、こういう条例に基づいてこういうふうにしてます。内容は別添で付けてもいいんですが、特にこういうことはこうですと、わかりやすいようなものをお付けをして理解をしていただくということが必要ではないのかなと思います。

そのためにも、これ適正かどうかわかりませんが、投票用紙はこういう形になりますというとこまで示していけば、理解をしていただけるのかなというふうに思います。それが1点。

それから、きょうの新聞にも載っていまし た。実は、この2条と13条の件であったわけ でありますが、投票率云々ということで記事 として載っていましたので、そこらも含めて やる必要があるのかなと思いますが、特に提 案した内容が不十分であったのでというよう な意見をいただくというのは、大変提案者と しては心外だというふうに思いますし、冒頭 長田委員からお話がありましたように、この ままこれが成立をして、市民の方の理解のも とに投票が実施された。ところが、内容が思 わしくなかったのでもう一度やろうというよ うな、どうも意識的なとこが見え隠れする部 分が一部にあったので、その点だけは明確に しておかないと、全会一致で賛成しといて3 日たったらおもしろくなかったというような ものは全くナンセンスでありますので、その ことは確認をしておきたい、こう思います。

ですので、きのうも十分にお話をさせていただいて、審議中止までいっておりますので、やはり無駄な時間を過ごさずに、有効な時間の中でこれが早く前進をして、市民の方に御理解いただき、そしてスムーズにこの事業が進展できることを望むためにも、やはりもう少し提案する以前のことがどうであったとかいうことは別にしておいて、前へ進めていくのが適正かと思います。

以上です。

 〇山崎祐一副委員長
 ほかに御意見は。

 下江委員。

〇山崎祐一副委員長 下江委員。

○下江洋行委員 3月11日の日の本会議4日の日にこの議員提案の住民投票条例案が一番最初に提出されまして、結果委員会付託され、委員会前に取り下げるということになりました。そして、その間20日の最終日までの間にできる限り全会一致で出せるような条例案の制定に、それぞれの議員が知恵を絞ってきた、こういう経緯があります。

そして、今審議しております条例案は最終 日に4人の議員から共同提案という形で提出 されたものを今審議しておるわけなんですけ れども、先ほど加藤委員も言われたように、 この直接請求の住民投票条例案との整合性に ついては、付け替え道路がないこと、そして 体育館側だけで建てられること、ここのとこ ろがポイントだと。このポイントをこの第2 条の設問のところでどういう形で表現すれば 全会一致を目指せる共同提案ができるかと、 こういったことでこれが出てきたんですよね。 ですから、まずその原点に立ち返って、こ この設問のことは例えば付け替え道路という 言葉を使ったり、それから市長案という言葉 を使ったり、基本設計という言葉を使ったり、 それからさまざまな言葉を使って、だけれど も最終的にやはり正式名称で市道東新町桜淵 線の路線の変更というような形、これは付け 替え道路をあるかなしかということを表現す る言葉として、お互い合意ができたというこ とですので、合意ができて提出してくれたん

という前提なんですよ、それで我々ここで 審議しておるということをまず一つ、言わせ てもらいます。

それで、やはりここの設問については、このわかりにくさをやっぱりしっかりと補完するために、伊賀市の今配ってもらった住民投票についてというこの資料ですね、これには

1ページのところに、それぞれ設問の1号、 2号というのはこれ1、2が大きく太字で出 てます。そして、3ページのところに地図が 出てますね、これもやっぱり1、2と、1号、 2号となってるんですけれども。それで今回 のやはりこの設問、この市道東新町桜淵線の 路線の変更を伴わない現計画の見直しと、伴 う現計画の見直しというのは、やはり敷地の 形状で、図面でこれ資料で示すのは当然なん ですけれども、例えば投票所の投票を書くと ころにわかりやすく前に貼って、どちらがど っち、どちらがどっちと。そういう記載を明 確にすることで、市民の皆さんにしっかりと 理解していただきながら、できる限りわかり やすくして投票してもらうという、こういう 工夫をしていくことが私は必要だと思います。

〇山崎祐一副委員長 中西委員。

○中西宏彰委員 私も今、下江委員が言われたように、先ほど滝川委員からここへ出して言っておられましたけど、こういう資料に基づいて、時間等の問題も確かにあろうかと思いますけども、市民の皆さんが、ほんとに市民の会の9,200筆という、短期間の間にあれだけ集まる皆さんも関心を持っておられますし、今下江委員が言われるとおり、こういった資料を付けてわかりやすいようにすれば、本当に4人の方が代表となって合意したことですので、何とかそういったことで全会一致を目指していただく方向で、今言った方向で進んでいただければありがたいと思います。

〇山崎祐一副委員長ほかに御意見は。浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私は、今先ほど皆さんの質 疑を聞きまして、まず大前提としては、やは り議案を1本出すということは本当に大変で ありまして、本会議でも言いましたけど、議 員必携を見ますと、会期が始まる前にもう議 長に議案を渡して、皆さんに渡してこの会期 の1カ月以上の間に審議を重ねて、勉強して やるというもの、完成形に基づくものだとい うものでありますし、また当局にも聞きます と、やっぱり当局の中の行政課の中に法制局 みたいな方がいて、そこで一字一句、もう審 議をした。

〇山崎祐一副委員長 浅尾委員に申し上げま す。

本議題について、集約してお願いしたいと 思います。

〇浅尾洋平委員 わかりました。

というもので出すということなので、今回 のもともとの修正議案というのは、時間がな いという議論が先ほどあったのはもう従来の とおりだと思います。

そこで、やはり完璧ではないというふうに 4人の共同提案の中でも意見も分かれてまし たし、今そこが議論になっているという立場 で議論させていただきたいんですが、先ほど もやっぱり第2条の表現の仕方が非常にわか りにくいというふうなことであります。私も ほんとにきのうの議論も言いましたけど、わ かりにくいです。

というところで、ここで提案なんですが、 修正議案を私のほうから2つ出したいと思い ますのでよろしいでしょうか。

〇山崎祐一副委員長 暫時休憩といたします。

休 憩 午前 9 時 45分 再 開 午前 9 時 46分

〇山崎祐一副委員長 再開します。

御意見として賜っておきます。

[「意見」と呼ぶ者あり]

〇山崎祐一副委員長 自由討議のときですので、御意見として。

[「はい、わかりました」と呼ぶ者あり]

○浅尾洋平委員 資料は皆さんに渡しておりますかね。

資料はないですかね。じゃあ、とりあえず 声で。 **〇山崎祐一副委員長** ちょっと待ってください。

[「この資料を渡したんだから浅尾委員だって渡すべきだよ、そんなの。 みんな同じように渡す」と呼び、そ の他発言する者多し]

[「正式に提出されていない」と呼ぶ 者あり]

〇山崎祐一副委員長 休憩いたします。

休 憩 午前 9 時 47分 再 開 午前 10 時 00分

○山崎祐一副委員長 では、再開いたします。 再度、申し上げます。

全会一致を目指し、慎重審査を続けていき たいと思いますので、よろしくお願いいたし ます。

ただいま浅尾委員から、資料がありました ので、自由討議の中で参考資料として配布い たしました。意見として御参考にしてくださ い。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 自由討議なので、意見として言わせていただきますので、そのほうでよろしくお願いいたします。

今回修正案を2つお手元の資料で出させていただいております。2種類あります。この修正案は、きのうの質疑ときょうの質疑も含めた内容とか、後は今現在9,200筆の署名を集めた市民団体の中心のメンバーの方の御意見も参考にして、つくらせていただいた修正案であります。

メンバーの方の意見を聞くと、口々に今の 住民投票条例の投票内容のままではだめだと、 開票も必ずされないとだめだというふうにお 聞きしました。それで、きょうの質疑やきの うの質疑も含めて提出させていただきました のでよろしくお願いします。

やはり、今の新城市議会は会派がないので

今各一人一人の議員にこういった問題が突き 付けられていると思いますので、よろしくお 願いいたします。

それで、きのうの質疑の中でも思ったのは、 時間がない中で出されたものですからわかり づらいものがあるなというふうに思いました し、一番の重要な点は選択肢の2つとも見直 し、見直しということで2つとも見直しでよ くわからないんですね、結局。で、現行案の 市長案という選択肢がないと、重大な欠点が あることがわかりましたので、今回修正案を させていただきました。

やはり、9,200名の原点に立ち返り、もうこの請求書の内容の寄り添うものを、やっぱり私たち新城市議会が求められてると思いますので、そういった観点から修正案をさせていただきます。

1点目が、読ませていただきますが、新城 市新庁舎建設における現計画の見直しを問う 住民投票条例の制定に対する修正議案を以下 のとおりお願いしますということで、これは 第2条になります。

第2条の住民による投票、以下住民投票という。

○山崎祐一副委員長 浅尾委員に申し上げます。

簡潔にお願いいたします。

〇浅尾洋平委員 わかりました。

の内容は、新庁舎建設における現計画の見 直しについて、(1)規模縮小及び付け替え 道路なし案、(2)市長案(現行案)のいず れかを問うものとする、ということで、理由 は、市民にとってわかりにくいこと、これは 現第2条の内容はですが、①市民にとってわ かりにくいこと、②よって、修正条例文は、 住民投票を求める署名内容にできるだけ近い 内容にするためです。3つ目には、新聞報道 では、一部の議員が、市長案(現行案)の大 幅な見直しは避けられないとか、あと市は、 隣接する市民体育館の跡地に3階から5階建 て、これはいずれも中日新聞ですが、などと 報道しております。市長案(現行案)自体が 定まらない可能性があるためにこういった内 容にしました。

それで、もう一つの修正案2つ目なんですが、これは第15条の冒頭に、第1条の目的を達成するため、開票は必ず行わなければならないを挿入する。これを付け加える理由としては、原案第15条では、市民に対し開票の確約がされていないため。また、開票自体を規則で定めるとすると、開票の基準について再び議論をしなければならなくなるためです。原案第1条、住民の意思を確認することを目的とするとある以上、必ず開票されなければならないと、私は考えているからです。住民自治の発展は、投票と開票結果がセットになって初めて前進すると考えているためです。

済みません、以上修正案、2点を意見として私は持っております。

以上です。

〇山崎祐一副委員長 ほかに御意見ございませんか。

小野田委員。

〇小野田直美委員 意見として言わせていた だきます。

2条の件です。ここの文言なんですが、言ってもよろしいですか。考えてきたもの、言ってもよろしいですか。2条の文言を言っていいですか。

- 〇山崎祐一副委員長 意見をどうぞ。
- **〇小野田直美委員** これは、住民投票の投票 用紙にもリンクしてくるところであります。

では言いますね。新庁舎を大幅に縮小する (付け替え道路なし)が一つ目、それで、2 つ目が新庁舎を大幅に縮小しない(付け替え 道路あり)という案です。

それで、この付け替え道路というのが一般 名称ではないというようなことを言われまし たが、図で示されることを想定した場合、も し付け替え道路というのがわかりにくいよう でしたら、基本設計の敷地内道路と言いかえる方法もあるかなと。より一般市民の方々が わかりやすい方法、わかりやすい言葉という ことで考えてまいりました。

○山崎祐一副委員長 ほかに御意見ございませんか。

山口委員。

〇山口洋一委員 今、お二人の方から提案があったわけでありますが、浅尾委員の言われた2点目、やはり開票するというのは一つの皆さんの、投票された方の意思確認として必要ではないかというふうに思っております。

それから、2条関係については先ほども下 江委員からもお話がありましたが、やはり条 文はわかりにくいというのが大体条文の本質 なんですが、それを補完する意味でこうした 補足資料で対応させていただき、理解を求め て投票に臨んでいただくというのがいいのか なというふうに思っております。

以上です。

○山崎祐一副委員長 ほかに。
鈴木委員。

○鈴木眞澄委員 私もこの4人の方が出していただいた、これは本当に重要議案だというふうに、20日の日も理解をしてきのう、きょうと迎えております。

本来ならば、内容を変えるんだったらば、 また取り下げのような形にもなるわけですけ ども、私はこの条文はほんとに時間がない中 でもちゃんとした形で共同提案をされたんだ なという思いを、この文書を見させていただ いて感じております。

そういう中で、後の条項の部分については 多少検討する部分が、皆さんと一緒に考えて いく必要があるのではないかなというふうに 思っておりますけれども、私はこの4人の方 が提案されたこのものをしっかりと土台にし ていただいて進めるべきだというふうに認識 をしております。

〇山崎祐一副委員長 白井委員。

〇白井倫啓委員 皆さんの基本が、やはり 9,200筆の重みということから始まっている と思います。そこから考えますと、浅尾委員 が言われたように、9,200名の皆さんの原点 に返っていただきたいと思います。

きょうの傍聴の方もその思いを持って傍聴 していただいております。皆さんもお読みだ と思いますが、住民投票条例制定請求書とい うのは出ております。ここの内容を考えれば、 規模縮小及び付け替え道路なしを問うという のは、これが市民の皆さんが署名に協力した 思いでもあると思うんですね。名前が正式名 称でないとかじゃなくて、必要なのは住民投 票をして、市民の皆さんの声を間違いなく判 断できる設問にしなければ本末転倒になって しまうんです。

付け替え道路なし、先ほども何回も言った んですが、僕らはわかりやすくしたいという ことで、いろいろ考えてきました。で、今回 市道東新町桜淵線の路線変更を伴うというこ の言葉、明らかにこれではわからんと。しか しこれは、議員の皆さんにもんでいただける ということで合意をしました。で、下江委員 とか、山口委員からもあったんですが、資料 が付くからいいというような話になるのも、 それも本末転倒だと思うんです。資料を付け なければわからないというような設問になっ てしまったら、市民の皆さんにとってそれは ベストの選択ではないと思うんです。あくま でも、資料というのは市長が今進めている案 に対して、で、市民が求めている思いに対し て、間違いのないような正確な情報を出すと いうことが基本なんです。設問の迷いを起こ さないようにするような資料ではないと思う んですね。

設問はあくまでもシンプルに、わかりやすく、これが基本だと思いますので、そこのところを、傍聴者の皆さんが納得できる審議になることを期待しておりますので、お願いします。

○山崎祐一副委員長 ほかに御意見ございますか。

白井委員。

〇白井倫啓委員 具体的に、この2条についてどうするのか。具体的な議論をする必要が、審議をする必要があると思いますので、せっかく浅尾委員が出していただきました、小野田委員も出していただきましたので、そうしたほうがわかりやすいということであればその方向で動くべきだというように思いますので、市民の皆さんの、傍聴の皆さんが納得できるような具体的な議論、審議をお願いしたいと思いますので。

〇山崎祐一副委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 提案者の1人として、今回 の本会議で出させていただきました第5号の 議案でございますけども、この内容について は当然ながら自治法に基づく署名活動をして いただいた大勢の方々の気持ち、それからそうではない全市民の皆様のこれから新庁舎を、とにかくいいものをつくってほしいと、部分とにからないうな、経済的な部分を 含めてつくってほしいというそういう皆さんの全体の気持ちを酌んで、この際住民投票と いうことで議会としても提案して、それ から議会としてできれば全会一致ということで で可決して、そして市民の皆さんにこの判断 を問おうということであります。

そういったことでありまして、今回この条例はもともと加藤、白井委員のつくっていただいた条例をもとに、私たち滝川、鈴木の考えも入れた条例文としてつくりました。で、さらに、最後の最後になりましたけども、その設問の仕方の部分、2条の部分も含めて、全体について加藤、白井両委員の理解を得て4人を提案者として提案させていただきました

ということで、本会議で、先ほど柴田委員 の御意見にもありましたけども、本会議で出 すということはそれだけの責任を持って出しているということでありますので、その点は 御理解いただきたいと思います。

ただ、この審査の席でありますので、皆様の審査は厳しい審査をしていただいて結構でございますのでよろしくお願いします。ただ、市民の皆さんの気持ち、署名を集めていただいた皆様の気持ち、それから現庁舎の計画ではという気持ちがある方々の今までのものも含んだ中での今回のこの2条の住民投票の設問の仕方ということで、含んでいるというところでは合意ができているということでございますので、その点も御理解いただいて審査をお願いしたいと思います。

以上です。

〇山崎祐一副委員長 ほかに御意見。白井委員。

○白井倫啓委員 傍聴の方がよくわかるような審議にする意味でも、現時点でこれまで、昨日の質疑も含めまして2条問題が非常に大きくなってます。わかりやすいものにするのか、このままいくのかということなんですが、それぞれの皆さんの個々の御意見をお伺いしたいと思います。

〇山崎祐一副委員長 ほかに御意見ございませんか。

下江委員。

○下江洋行委員 まず、浅尾委員からちょっと御意見が出た点について、開票についてなんですけれども、これについては、必ず開票を行うようにとこういう御意見です。これは、投票及び開票の15条のところ、ここに投票及び開票に関しては、選挙関係法令の規定により行われる本市の議会の議員または長の選挙に例によるということで、これ選挙関係法令というのは公職選挙法、それから公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則、これ選挙関係法令ということで、ここでこの開票の保障は担保されてると思いますので、この点で網羅されているというふうに私は考えております。

〇山崎祐一副委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと確認ですが、委員 会の質疑をするということで思ってたんです けど、ここで自由討議なので言ってもよろし いですかね。

〇山崎祐一副委員長 結構です。意見として どうぞ。

○浅尾洋平委員 意見として、わかりました。 下江委員の選挙管理委員に従うという形で、 それで網羅されているのではないかという御 意見だったと思うんですが、確かにその15条 では書かれているんですが、これをわざわざ 私が必ず開票しなければならないというふう にしたのは、一番初めに加藤委員が出された、 まあ撤回されましたけど、出された住民投票 条例の中に、1条の目的を達成するために、 必ず開票しなければならないという条文がし っかり書かれてありましたので、やはりこれ は担保するためにも、きのうの質疑でも4人 の賛成者の方々は開票しなければならないと いう一致の意見も酌みましたので、やはりこ れはわざわざ書くのかというふうに思われる かもしれないですけど、やっぱりしっかり市 民の方々に安心感も含めまして、書いたほう がいいというふうに思いました。

そして、今の伊賀市のやつでもやはり投票率が50%を上回らなければ開票はされませんというケースもありますので、やはり住民投票は必ず開かなければならないものでもないものですから、新城の今回の初めてやろうとする住民投票にとっては、開票もしっかりしなければならないというふうに文言を加えることで、市民の皆さんが安心して自分の意思表示をされることができると思いましたので、挿入するべきだというふうに思いました。

〇山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 開票については、きのうも 意見を申し上げて、必ず我々は開票するとい うことを言ってます。で、条文の解釈として、 開票規定、要するに50%以下の場合は開票し ないという文言が入っていれば当然そうなりますけども、今回そういった条文を入れてませんので、入ってないということは必ず開票するんですよ。そういうふうに解釈するのがあって、あえてそこで文言を入れる、入れないにこだわらなくても、そういった開票規定、成立規定が入ってない限りは必ず開票して、公表するというのが条文の趣旨、こういう条例の趣旨だと理解していただきたいと思います。

〇山崎祐一副委員長 浅尾委員。

〇浅尾洋平委員 今、滝川委員がそういうふ うに言われたと思うんですが、つまりまだ規 則で定めるところによるもののほか、選挙関 係法令の規定によりということですので、こ こはわかれてますので、規則はまた別途つく ることになると解釈上では可能になりますの で、もしも規則の中で市長のほうが50%投票 を超えなかったら開かないほうがいいんじゃ ないかというふうな意見もあったりしたら、 そこに定めることになりますので、そういっ たところも解釈上はできますので、やはりし っかり開票するんだと、必ず開票しなければ ならないという一致点が、4人ともきのう得 られましたので、それを書いても何ら問題な いんじゃないかなと思いまして、修正案を出 させていただきました。

〇山崎祐一副委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 我々、私と鈴木達雄委員と つくったこの共同提案の案ですけども、先ほ ど鈴木達雄委員が言われたように、加藤・白 井案をたたき台として我々の意見と考え、そ れとずっと課題となっておりました2条の表 現について、協議して何とか合意ができる形 で提案させていただいて今日に至っておるわ けですけども、それ以外にもこの案文につい ての文言のチェックですとか、条例上の表現、 あるいはその辺についても市の法務担当にも チェックしていただいておりますので、その 点だけ申し上げておきたいと思います。 それから、規定につきましても現段階で、 ちょっと案ですけども一応規定のほうも整理 しておりますので、案ですけども見ていただ けるようでしたら今からお配りしたいと思い ますけれどもよろしいでしょうか。

この条文で、規則で定める、かなり規則という言葉が出てきますけれども、その規則について先ほど浅尾委員も15条で規則で定めるところによるというふうにありますけどもということですので、規則とはどういうものか、これは住民投票を行う上で必要な事務作業上の手続を定めたものでありますので、これには投票の開票規定とかそういうことは書いてありませんけども、細かな事務の流れですとか、そういった投票のやり方についての規則の案をつくってありますので、これもあわせて資料として。

[発言する者あり]

○滝川健司委員 そうです。これは、本市が 定めた常設型住民投票条例の規則をもとに、 今回の議員提案の住民投票条例用の規則にち ょっとあわせて直させていただいた案ですの で、あわせてごらんいただければと思います のでよろしくお願いします。

〔資料配付〕

〇山崎祐一副委員長 今配付のこの施行規則 に関して、質問ある方ございますか。いいで すか。

御意見ございませんか。

白井委員。

○白井倫啓委員 2条の件なんですが、共同 提案者としてこれを出したわけなんですが、 それ以降もこの内容というのはわからないと いうことを言われています。議員の皆さんも わかりづらいという声は多いかと思うんです ね。

それで、このまま出してしまうと心配なの はせっかく住民投票をしても逆の結果になる 可能性がある。自分は、今の見直しをしたい んだけどどっちかわからん。で、間違えて打 つという可能性があるので心配をしているんです。そういう指摘を、さまざまな方からいただいておりますので。

先ほど言いましたけど、わかりづらいけど、 提案されたんでこのままでいいじゃないのか という審査をしてしまったら、9,200人の皆 さんの思いっていうのは受けとめたことにな らないんです。それで言うわけです。僕もい ろいろ聞いた結果として、このままではおそ らく市民の皆さんが混乱して、これを決めた 議会に対して不審が出てくる可能性も持って おると思うんです。

それで、皆さんに聞きたいのは、自分はわかりづらいと思っているけどこのままでいくということなのか、このままでいいと。これは採択じゃない、今の議論を聞きたいと思う。今の思いを聞きたいということなんです。いや、そうしないと自由討議の意味がないんです。議会のこれまでなかったのは、自由討議がなかった。自分の意見を表明することがなかった。それで、そのまま決議をしたということで議会が何やっとるのかわからん。各議員の思いが何なのかわからん。これが言われたから、議員の自由討議、これが全国的に言われるようになったんです。

きょうの審査聞いていても、恐らく傍聴者 の方はこれで議決されたときに、どの議員が 何を考えているのか結局わからんと思うんで すね。

ですから、意見表明をそれぞれした上で、 その上でさらに必要であれば審査を続けていってほしいと思います。

○山崎祐一副委員長 ほかに御意見ございますか。

委員長から申し上げます。

今議案となっておりますこの住民投票を求める提案について、4人の共同提案者の見解がややもすると異なっているという違いもわかりましたので、再度4人の共同提案者に相違点等を確認していただいて、その上で再開

したいと思いますので、暫時休憩といたします。

休 憩 午前10時28分 再 開 午前11時55分

○山崎祐一副委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

自由討議を続けます。

先ほど、共同提案者4人による協議の結果 について、御報告願います。

滝川委員。

○滝川健司委員 先ほど4人の提出者、賛成者で協議いたしました。

それで、一番のやっぱり課題は2条の設問の表現についてですけども、これが一番の対立点で、いろいろこれまで案があった中で、加藤・白井案のほうの、要するに付け替え道路という文言を我々がこの市道東新町桜淵線の路線の変更という表現に変えたということで、その付け替え道路というものをここの2条の中で、表現は違うけど酌んでくれたという思いではわかっていただいておるんですけども、ただその表現がわかりにくいということをおっしゃる形になりました。

それで、我々鈴木・滝川はこの表現で問いたいという思いを言ったところ、その辺の相違点が統一するという形での一致点は見られなかったのが今現状です。

補足説明があればよろしくお願いします。

〇山崎祐一副委員長 加藤委員、補足説明は よろしいですか。

今の報告について、質問のある方いますか。 よろしいですか。

柴田委員。

○柴田賢治郎委員 ただ今の現状でも、この 4名の提案者によるこの第5号議案であると いうことでよろしいのでしょうか。

[「今の報告に対して」と呼ぶ者あり]

- **〇山崎祐一副委員長** 今の報告について、質 疑はありますか。
- ○柴田賢治郎委員 済みません。それでは、 取り下げます。
- **〇山崎祐一副委員長** よろしいですか。 それでは、ほかに御意見のある方。

[「他ならいいよ」と呼ぶ者あり]

- 〇山崎祐一副委員長報告以外で結構です。報告以外、全般について、自由討議ですので。柴田委員。
- 〇柴田賢治郎委員 かといって私たちが討議する議員提出第5号議案というのは、提出者、 賛成者、加藤議員、滝川議員、白井議員、鈴 木達雄議員とこの名前がのった状況で第5号 議案を話していくということでよろしいので しょうか。
- 〇山崎祐一副委員長 滝川委員。

議員提出第5号議案は、提出者 新城市会 議員 加藤芳夫、滝川健司、賛成者は新城市 会議員 白井倫啓、鈴木達雄、これです。

[「いいです」と呼ぶ者あり]

 〇山崎祐一副委員長
 ほかに意見はございませんか。

浅尾委員。

- ○浅尾洋平委員 それでは、先ほど言った滝川委員のほうから2条のわかりにくさが問題になってて、相違が生じているというふうな報告も到達点としてありましたけど、やはりそういう4人がそろわない状況があるという議案に対して、このまま審議するということは本当に市議会として何やっとるんだというふうに言われかねないというふうに、私自身は思うんですが、その点はこのまま審議を進めても問題ないと思うのか不安なんですが、伺います。
- **〇山崎祐一副委員長** どなたにですか。
- ○浅尾洋平委員 4人でいいです、誰でも。
- 〇山崎祐一副委員長 滝川委員。

とにかく、この庁舎問題について住民投票 をやろうという部分では、とにかくこの4人 は一致しておりますので、その方向についてはブレはありません。

以上です。

- 〇山崎祐一副委員長 白井委員。
- **○白井倫啓委員** 4人が提案したということで、住民投票に向けてぜひ議員の皆さんにも 了解していただきたいという思いは今も変わっておりません。

ただ、せっかく住民投票をやるんであれば、 よりわかりやすい、結果としても最終的には 市長、議会は尊重するということなんですが、 その尊重するにも間違いのない選択肢にして いきたいという思いでおります。

その条例の選択肢につきましても、最終的にはこの議会が判断するものでありますので、こちらは皆さんの審議を十分確認させていただきながら、あるべき対応をしていきたいと思います。

〇山崎祐一副委員長 ほかに御意見。 浅尾委員。

〇浅尾洋平委員 今それぞれ御意見をお聞き したんですが、やはり住民投票が実現すると いうのが至上命題になってしまいますと、や もしますと市民の願いがここに込められてな ければ、やはり市民が求めていた住民投票に なっていないというそごが、今度は市民と市 議会の中に起こり得るのではないかというふ うに、今後これを進めていく中で住民投票が 実現すれば、それでいいんだというふうなこ とになってしまいますと、そこでわかりにく さがあるということでありますと、市民の感 情からいいますと、このために9,200筆も集 めたんじゃないんだと、こんなわかりにくい やつだったらこれは骨抜きになってる住民投 票になっているんじゃないかというようなお 叱りの声がこれから湧き上がってくるように、 私自身は非常に不安に、このままやっていい のかなという思いがするんですが。

やはり、市民の代表として私たち一人一人 がいるものですから、よりわかりやすくして ほしい。そして、より9,200筆の思いに沿っ た住民投票に実現してほしいというのが市民 の願いだと思いますので、やはりそういった 4人の中で、住民投票やるのはいいんだが相 違があると、2条の中のわかりにくさがって いうのを持ち合わせたまま、このまま行くの が本当に真意のある住民投票になるのかとい うふうなのが、条例のものですので非常に厳 密にやらなければならない私たちの審査の中 で、相違のある条例がこうやって出てきます と、非常に私たちも判断が困りますし、非常 に議論のしにくいものになっているのではな いかというふうなのが、私の率直な思いであ りますので、今そういうことで暫時休憩もと ったり、9時から始まるものがお昼にももう なっているという状況になっているんですが、 その点はよろしいんでしょうか、お伺いしま す。

〇山崎祐一副委員長 どなたか。 白井委員。

〇白井倫啓委員 浅尾委員の言われるとおり、 せっかく住民投票を実施するということで 9,200人余の皆さんの思いを受けとめるとい うことであれば、よりわかりやすいものをつ くるというのが今の議会に求められている役 割だというふうに思っておりますので、時間 がかかったとしましても、議会として市民に 胸の張れるいい条例にしていきたいという思 いは変わっておりません。

〇山崎祐一副委員長ほかに。打桐委員。

○打桐厚史委員 議員提出で出された議案は 尊重したい、重く受けとめたいと思います。 それで、2条に関してなんですが、やはり付け替え道路ありとかなしとか、路線の変更を 伴うとか、わかりづらいとは思うので、ほんとにシンプルに市民意見として、新庁舎建設 反対、賛成とか、ちょっとこれきついかなという言い方かもしれませんが、もう少しゆる く言うのであれば、一棟集約型、分散型とか 変えたほうがいい。これは意見でございます。 〇山崎祐一副委員長 ほかに御意見ございませんか。

特に発言がなければ、これを持ちまして自 由討議を終了いたします。

この際、しばらく休憩いたします。再開は、 午後1時からといたします。

> 休 憩 午後 O 時06分 再 開 午後 1 時00分

○山崎祐一副委員長 休憩前に引き続き、会 議を開きます。

ただ今、浅尾洋平委員及び小野田直美委員から、議員提出第5号議案に対する修正の動議が提出されましたので、本案とあわせて一括議題といたします。

はじめに、提出者 浅尾洋平委員の説明を 求めます。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、私のほうから議員提出第5号議案について、修正の議案を出させていただきたいと思います。主に2種類ありますが、説明のほうをさせていただきます。

新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例の制定に対する修正案として、新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例の一部を次のように修正をするということで、第2条ですが、住民による投票(以下「住民投票」という。)の内容は、新庁舎建設における現計画の見直しについて、(1)規模縮小及び付替え道路なし案、(2)市長案(現行案)のいずれかを問うものとする。

もう1つは、第15条ですが、第15条の冒頭 に、「第1条の目的を達成するために、開票 は必ず行わなければならない」と挿入する修 正案を提出させていただきました。

理由のほうは、この修正案を提出する理由

は、原案の第2条の内容は、1に市民にとっ てわかりにくいものであります。二つ目の理 由は、修正の条文は、住民投票を求める署名 内容にできるだけ近い内容にするために思っ ております。三つ目には、新聞では、一部の 議員が、市長案、つまり現行案ですが、市長 案の大幅な見直しは避けられないとか、市は 隣接する市民体育館の跡地に3から5階建て、 いずれも中日新聞ですが、などと報道してお ります。市長案自体がこうして定まらない可 能性があるために、また、15条のほうでの理 由としては、市民に対し開票の確約がなされ ていないためです。また、開票自体を規則で 定めるとすると、開票の基準について、再び 議論をしなければならなくなるためです。原 案の第1条の住民の意思を確認することを目 的とすると書かれてある以上、必ず開票しな ければならないと考えたからです。住民自治 の発展は、投票と開票結果がセットになって 初めて前進すると考えられます。

そして、今回の修正案は、きのうの質疑、またきょうの質疑の内容、そして9,200筆の署名を集めた市民の団体の中心のメンバーの方の意見も聞いてつくった修正案です。メンバーの方の意見を聞きますと、皆さんがやはり口々に、今の住民投票条例案の投票内容の文章ではだめだ、開票も必ずされないとだめだというふうに言われました。

そうした市民の方々や署名を集めてくださっている皆さんの意見を聞いて、今回の修正 案をまとめさせていただきました。

やはり、私としては新城市の市議会というのは会派がないので今一人一人の各議員に問われていると思います。ぜひ、是々非々でこの新城市をよくしよう、そしていいまちにしようと、1つのテーブルについていると思いますので、やはり市民の代表としてよりよい、恥ずかしくない住民投票条例につくり上げることが、私たち議員の仕事だとして求められていると思います。

いずれにしても、やはりこの条例案が実現したら新城市初の住民投票になります。きのうの皆さんとの質疑の中で不足しているところや、改善点がわかったと思います。とりわけ、投票内容には選択肢の2つとも見直し、見直しと書いてありまして、現行案の市長案の選択肢が一つもないという重大な欠陥があることが見つかりました。3月議会の私の一般質問でも、明確な市長や市当局の答弁は、5階建て、9,000平米、約50億円の明確な市長案の見直しという答弁はありませんでした。きのうの部長や課長の説明でも見直しとは言っておりませんでした。

やはり、私たちの民主主義が問われていると思います。きのうの議論を踏まえて、よりよくすることが今ならできます。ここは、9,200名の原点に立ち返り、9,200名の思いに限りなく近づけるための修正案が入っていると思います。

ぜひとも皆さん、賛成者になっていただき たいと思います。ほんとによろしくお願いい たします。

〇山崎祐一副委員長 浅尾洋平委員の説明が 終わりました。

これより質疑に入ります。

議員提出第5号議案の修正案について、質疑はありませんか。

質疑はございませんか。

柴田委員。

〇柴田賢治郎委員 私もきのうは50%、開票 の条件を付けるべきだというふうに話をさせ てもらったんですが、きょうの説明で4名の 提案者のほうは開票するものだという内容に なっていること、また開票するということが 決まりきった中での提案であるということの 確認をさせてもらいました。

それと、きのう言わせてもらったのは、私 は開票を条件にする。

〇山崎祐一副委員長 質疑の形でお願いしま す。 〇柴田賢治郎委員 先ほどの説明で、開票するものだという認識のもとに、改めて開票の条件をつけない今の現状の案でとおすことで開票はもう保障されていると思いますが、浅尾委員自身が改めて条件を書かなければいけないという理由を教えてください。

〇山崎祐一副委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 まず、私がこれを出したと いう理由なんですが、やはり質疑の中でも4 人皆さん提案者の方が開票を必ず行うという ふうにおっしゃったというところであれば、 では条文としてその思いをしっかり書くこと で表現ができるのではないかと思いましたし、 その表現を入れて文言に明確化することで初 めてやる市民の方々の皆さんは安心をされて、 あっ、必ず私が投票に行けば開票するんだな というふうに安心をして住民投票が実現でき ると思ったものですから、やはりここはわか りやすく市民に説明をするために、4人皆さ んが開票するという思いに立っているんだっ たら、ならば一文だけそこをつけ加えればい いことなので、これは誰もが納得する条例の 文面、明文化をすることができると思いまし たのでここに付け加えることを修正案として 出させていただきました。

そして、あと一つは今回の議案ですね、これが最終日の20日に出されて、夕方の5時30分を超えたころに出た条例ですので、質疑のところでもありましたけど、不備があるのではないかとか、あと考えによっては基準を設ければ開票は、50%行かなければ取り下げも、開票しないというふうなこともできるんじゃないかというふうな疑念が持たれるような質疑もありましたし、やはりしっかり明文化したものを入れることで市民の皆さんは安心して住民投票ができるということで、共通の認識を表現にあらわしたいと思いますので、修正案としてわざわざだと思われるかもしれませんが市民の説明をわかりやすくするため

に明文化した次第であります。 以上です。

〇山崎祐一副委員長 柴田委員。

○柴田賢治郎委員 私は、開票状況をこのやる中に盛り込む必要があるんじゃないかという立場できのう言わせてもらったんですが、4名の提案者自体が、それは開票するものだからそのような条件は載せないということで原案のとおりという内容を示されました。私も今では開票はするという内容でこの議案どおりいけばいいということを思っております。

そういう意味では、そのような議論がここにあったことを理解していただいて、浅尾委員のほうも開票するという意思を尊重されて、わざわざ書き込まなくてもいいというような、書き込む必要はないという御理解を得られないものでしょうか。

〇山崎祐一副委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 市民の方から見たときに、 やはり市民の方はわかりやすく、で、疑念を 持たれないように情報はするべきだというふ うに、市民の方から意見をもらっていますの で、やはり私は市民の代弁者としてその方た ちの意見を届けると、市議会に届け抜きました う思いで今回の提案をさせていただきまりま ので、私個人がどうのったともあり入れて安心をもあり現場の市民団体の方させていま すけど、やはり現場の市民団体の方させてすい と、それで入れて安心をもので、4名の 気持ちも私の気持ちも、皆さんの気持ちいか ら、この大きなといたが第であります。 と、逆説のに考えて思った次第でありますよ

○山崎祐一副委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一副委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了します。これより討論を行います。討論はありませんか。

下江委員。

○下江洋行委員 それでは、浅尾委員の提出 されました修正案に、私は反対の立場で討論 させていただきます。

まずこの第2条のところ、設問についてなんですが、これにつきましてはきょうの午前中の委員会の中でも付け替え道路がなし、対それから体育館側の敷地で建てられるというこの文がポイントで、この部分を現在共同提案の設問で示されたと。この点が、加藤委員・白井委員の提案、そして鈴木委員・滝川委員の提案、この一致点で共同提案が出されたものであるというのが一番の原点であると思います。

そこのところは、私はこの共同提案の設問で問題なしと考えますし、またそれをしっかりとわかりやすく投票していただけるように、情報の提供、これは伊賀市の事例も皆さん配付した資料で確認させていただきました。しっかりと敷地の形状を絵で示し、それは投票所においてもそれを行う。そういうことをきちっと丁寧にきめ細かく行うことで、しっかりと行うことが必要であると思います。

それから、必ず開票しなければならない、この点につきましては、私もそのように考えております。そしてそれは、条例の第15条のところにですね、投票及び開票のところでございますけれども、投票及び開票に関して選挙慣例法令の規定により行われる本市の議会の議員または長の選挙の例によると、この第15条で必ず開票できるという保証は担保されているという理解をしておりますので、私はこのような観点で、こちらの共同提案の内容が適切であると思いますので、反対の討論とさせていただきます。

〇山崎祐一副委員長 ほかに討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私は、この修正案に対して 賛成の立場で討論をさせていただきます。 この修正案のほうは、きのうの質疑の中と、 やはり9,200筆集めた署名を集めている市民 団体の方の中心メンバーの方等の意見をお聞 きしてつくった修正案であります。

この方々が口々に言っているのが、今回の 議員提案の議案の中にあります投票内容の表 現であります。これは、市道東新町桜淵線の 路線の変更を伴わない現計画の見直しか、市 道東新町桜淵線の路線の変更を伴う現計画の 見直しかと、どちらを問うかという設問になっておりますが、これはきのうの質疑でもあ りましたが、どちらも見直しという設問になっておって、市民にとっては大変わかりづら い、そういう声を聞いております。

そして、きのうの質疑の中でも重大な欠点 が見つかったところは、市長案、現行案とい う問いがないということがわかりました。ひ とたびこの住民投票を問う請求書、これは 9,200筆を集めた方の請求書の内容を見ます と、市長は12月議会において、現計画の見直 しはしないと断言し、選挙結果の解釈が分か れる中、という文言を言いながら、最後には 住民投票に踏み切るという請求書の内容であ ります。そこには東新町桜淵線という言葉は 入っていなくて、この住民投票の請求書の中 には、規模縮小及び付け替え道路なしを問う ということで、これを入れることが今回の住 民投票条例の魂を入れ込むという住民投票に しなければ、私はならないと考えて、この修 正案を、9,200筆のこの思いを、立場で修正 を今回出させていただきました。

やはり、これからの新城のまちは人口減少、そして、借金が増えていくのではないかという心配の中で、こうした真剣にまちづくりをどうするのかという声が9,200筆も集まった状況にあると思います。やはり、私たちは一人一人議員として、市民の代表としているわけですから、この住民投票に魂を込めるためにも、やはりわかりやすい設問を改めてこの住民投票を成功させるということが今こそ必

要ではないでしょうか。

やはり、私たちの民主主義が今まさにここで問われていると思います。よりよくすることは私たち一人一人なのです。この9,200筆の署名の原点にいま一度立ち返り9,200筆の市民の声や思いに限りなく近づけるためのこの修正案を入れ込むということに、ぜひ皆さん、賛成者になっていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○山崎祐一副委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 私は、ただいまの浅尾委員の修正案に対しては、反対の立場で討論いたします。

まず、ただいま浅尾委員からありました市 民の皆さんの魂が入るようにということでおっしゃっておりますけども、提案者の一人で あります私もその魂を受けとめての提案だと 考えています。

それで、この2条でありますけども、浅尾 委員の修正案、規模縮小及び付け替え道路な し。それで、今見直しを問う住民投票条例を 提案しているわけでございますけども、規模 縮小だけではない見直しも含まれていると考 えています。

それから、もう一つの対案として市長案という表現があります。それで(現行案)ということでありますけども、この現行案はこれは問題ないかなと思いますけども、市長案という表現ですね、この現計画の見直しを問うこちらがいいか、あちらがいいかと問うことでありますけども、市長に対する真意を問うというような見方をする市民の方もいるような気がいたします。

ですので、現行案というところはいいと思いますけども、市長案という表現が市長に対する、いいとかそういったことではなくて、この計画のそういう、これからの見直しがよ

ろしいかという条例の趣旨にはそのあたりが 不足はないと思っておりますので、反対する 理由であります。

15条については先ほどありましたので、繰り返しては言いません。

以上です。

〇山崎祐一副委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○山崎祐一副委員長 討論なしと認めます。 討論を終了します。

浅尾洋平委員の議員提出第5号議案に対す る修正案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本修正案は可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇山崎祐一副委員長 起立少数です。

起立少数と認め、よって本修正案は否決すべきものと決定しました。

続きまして、小野田直美委員の議員提出第 5号議案に対する修正動議が提出されており ますので、本議案とあわせて一括議題といた します。

小野田直美委員の説明を求めます。

〇小野田直美委員 議員提出第5号議案 新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例の制定に対する修正案として提出します。

新城市新庁舎建設における現計画の見直し を問う住民投票条例の原案を修正します。

第2条を、住民による投票の内容は、新庁舎建設における現計画の見直しについて、1、新庁舎を大幅に縮小する(付け替え道路なし)、そして、2、新庁舎を大幅に縮小しない(付け替え道路あり)のいずれかを問うものとします。

理由としましては、この修正案を提出する のは、原案第2条の内容は市民にとってわか

りにくく、投票時に混乱を来すと考えられ、 よりわかりやすい文言とする必要があるため です。

以上です。よろしくお願いします。

〇山崎祐一副委員長 これより質疑に入ります。

議員提出第5号議案の修正案について、質 疑はありませんか。

[発言する者なし]

〇山崎祐一副委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

長田委員。

〇長田共永委員 改めて、議員提出第5号議 案の修正案について、反対の立場で討論させ ていただきます。

理由といたしましては、先ほど下江委員、 そして鈴木委員も言われたとおりでございますが、改めてこの住民投票というのは、多く の市民の方にこの問題を御了承してもらわなければなりません。そうした中では、先ほど言ったとおり、この住民投票は新庁舎を大幅に縮小するという面積だけの問題ではございません。さまざまな言い方がありまして、さまざまなことが兼ね合って、それに伴ってこの条例の目的を達成するためには、この原文のまま多くの資料提供、情報の提供を市民の皆様方に行って、それを住民の方々に判断をしていただかなくてはならないということでございます。

つまり浅尾委員、小野田委員の言われることも十分わかるんですが、そうした中で何をこの条例の目的のために、我々が果たさなければいけないというのが4人の議員が一致したこの条文の目的、そしてその条文に伴う住民投票の促進、市民の方々の意見聴取のためにさまざまな資料を提供して、まちづくり集会を行ったり、18歳以上の方、そうした多くの市民の意見を聞く、そうした部分を我々は

達成させていかなければならないということでございます。

また、改めて1点だけ言わせていただくと、 9,200人の御意見もある一方で、そうした裏 側の方々の意見も、我々は全ての方々の意見 を酌まなければならないということでござい ます。そうした点を考えると、あらゆる角度 から、皆様方に情報の提供をしてこの住民投 票に賛成するためにも、付け替え道路がある 有無というのは資料提供すればいいし、そう した部分において、ほかのこと、やはり南側 の場所の問題、昨日も議論があったとおり、 南側の場所の問題とか、合併特例債の問題だ とか、そして今までの議会の経過の問題、全 てのことを情報提供して、住民投票の判断に しなければならないということを改めて言わ せていただいて、反対の討論とさせていただ きます。

以上です。

○山崎祐一副委員長 ほかに討論はありませんか。

小野田委員。

〇小野田直美委員 議員提出第5号議案の修 正案に賛成の立場で討論いたします。

市道東新町桜淵線は正式名称でありますが、一般に認知されているとは言いがたく、わかりにくいこと。そして、現在は付け替え道路は市道東新町桜淵線になっているため、二重にわかりにくくなっていること。わかりにくい文言とわかっているにもかかわらず、このままの文言で全有権者に住民投票を求めることは不誠実であると思います。よりわかりやすく、混乱を招かないように努力することが議員の責務と考えます。説明書はあくまで不足分を補うものであると考えますし、投票用紙に書いてある文言は顔であります。

したがってよりわかりやすい顔にする必要があると思い、本修正案は賛成の立場で討論いたしました。

〇山崎祐一副委員長 ほかに討論はありませ

んか。

[発言する者なし]

〇山崎祐一副委員長 討論なしと認めます。 討論を終了します。

小野田直美委員の議員提出第5号議案に対 する修正案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本修正案は可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇山崎祐一副委員長 起立少数と認めます。 よって本修正案は否決すべきものと決定いた しました。

しばらく休憩いたします。

休 憩 午後 1 時30分 再 開 午後 3 時47分

○山崎祐一副委員長 では、再開いたします。 本日の審査はこれまでとし、散会いたします。

明日、午後1時半から委員会を再開いたします。御苦労さまでした。

散 会 午後3時48分